

宮郷中学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

ともに学び、心ゆたかに たくましく

校訓

協学・敬愛・錬成

<目指す学校の姿>

通いたい学校、通わせたい学校

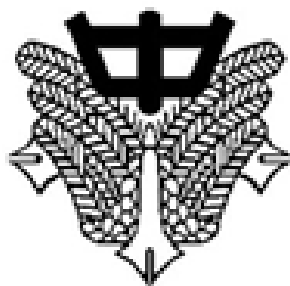
- ・あたり前のことが、あたり前にできる学校
- ・確かな学力と豊かな心を身に付けられる学校
- ・一人一人の生徒が輝きを放てる学校
- ・花と緑の潤いがある学校

<目指す生徒の姿>

未来を展望し、やり抜く力を備え、

果敢に挑戦できる 宮中生

- ・高い志をもち、自ら考え、ともに学ぶ生徒（協学）
- ・心をみがき、人を愛し、協調できる生徒（敬愛）
- ・自らを律し、根気強く心身を鍛える生徒（錬成）



令和7 年 4 月

伊勢崎市立宮郷中

宮郷中学校いじめ防止基本方針

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景となる深刻な問題である。また、生徒が主体的に人間関係を築きながら、身の回りの社会や将来に目を向け、未来を積極的に切り拓く志や能力を高めるためにも、いじめ問題は避けては通れない重要課題である。いじめ問題に対しては、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込みながら対処する必要がある。生徒がいじめ問題としっかり向き合いながら、本校の学校教育目標「未来を展望し、果敢に挑戦できる宮中生」の具現化を通して、一人一人の生徒に生きる力を確実に身に付けさせたい。

本校におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、国や県、本市のいじめ防止に関わる基本方針等を踏まえ、以下の通り「宮郷中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

II いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

- 1 いじめ防止等の対策により、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- 2 いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- 3 いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

III いじめに対する基本理念

1 いじめに対する基本認識

すべての生徒と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、生徒にも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめは絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- (2) 宮郷地区幼小中一貫生活・学習ルールの徹底指導で規範意識を向上させる。
- (3) 道徳・特別活動を通して生徒が自発的に集団の在り方等についての学習を深める。
- (4) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考えられるよう、生徒会を中心に生徒自ら活動できる集団をつくる。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実につなげる。
- (6) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (7) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。

- (8) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (9) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目に届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談 等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール、見守り隊 等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(電話・家庭訪問、三者面談、PTAの会議 等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

4 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪を求める。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、県が設置しているいじめ問題対策チームの活用を図る。

IV いじめ防止対策のための校内組織と外部機関との連携

(1) いじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うための組織(常設)

○いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止等(防止、早期発見、対処 等)の対策のための組織「いじめ対策委員会」を以下の職員等で構成する。

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、学校教育相談員、スクールカウンセラー、(必要に応じて、校内運営委員、PTA・区長会・民生委員会・青少推等の代表)

○具体的な取組

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報時の緊急会議の開催、さらに、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携の支援

(2) 外部機関との連携

①市教育委員会との連携

○いじめ発生時においては、市教育委員会と緊密に連携し、情報を共有しながら、迅速かつ正確に対応できるようにする。

②警察との連携

○いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。

○定期的に学警連等の会議で、生徒の状況と対策について協議する。

③児童相談所等との連携

○いじめの内容に応じて、サポート会議等で生徒の状況や対策等について協議し、関係機関と連携した支援の充実につなげる。

④その他の関係機関との連携

○弁護士や医師、法務局、カリキュラムパートナー、伊勢崎市P T A 連合会、伊勢崎市青少年育成推進員連絡協議会等、関係機関や関係団体との連携を図る。

V いじめ防止に向けた具体的な取組

(1) 「いじめに対する措置」のポイント

学校は、以下のポイントをしっかりと押さえながら、組織的に連携して迅速かつ正確にいじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

①基本的な考え方

○いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、被害生徒を守り通すことを前提に、速やかに組織的に対応するとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を願い、教育配慮の下、毅然とした態度で指導する。なお、これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

②いじめの発見・通報を受けたときの主な対応

○遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

○いじめの発見・通報を受けた場合、教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」等に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって、市教育委員会に報告するとともに、被害、加害生徒の保護者に連絡する。

○いじめられた生徒またはその保護者への支援では、いじめられた生徒から、事実関係の聴取を複数の教職員で行い、いじめられている生徒にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意し、対応する。また、その日のうちに家庭訪問等を実施し、迅速に保護者に事実関係を伝える。

○いじめた生徒への指導またはその保護者への助言では、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を複数の教職員で行い、いじめが確認された場合、必要に応じて警察等の外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、正確な事実確認の下、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応を保護者の協力のもと適切に行う。

○いじめが起きた集団への働きかけでは、いじめを見ていた生徒に対し、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えとともに、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

○ネット上のいじめでは、ネット上の不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置をとる。

(2) 組織的指導体制による対応

	いじめの防止	いじめの早期発見	いじめへの対処	検証
日常の取組	○いじめ防止対策推進法に定める校内組織の設置 ○学校教育目標の具現化 ○トラブル等が放置されない安心・安全な学校環境作り（集団生活のルール の見える化。全ての教職員・生徒・保護者から分かりやすいもの） ○学習・生活規律の共通理解。 ○分かる授業作り ○全ての生徒が活躍できる場や機会を準備すること で、自己有用感を育てる。 ○いじめについての道徳・学活（4 月下旬・11 月上旬） ○あいさつ運動 ○生徒会を中心にしたいじめ防止への取組 ○こども未来会議にて地域の小学生といじめ防止に向けた各校の取り組み発表や未然防止に向けた意見交換	○日常の観察 ○生活ノート ○二者面談等 ○日頃のふれあいを通して、生徒理解をはかる。 ○「いじめ防止対策推進法」を参考に、法の下、全職員が生徒間に生じるいじめを積極的に見取っていく。そのために、児童生徒 の些細な変化に気付く力を高める。	○いじめ対策委員会の組織的な活動 ○初期対応を組織的に、迅速に行う。（担任等が一人で抱えることなく、組織で対応する）	○生活アンケートによる取組評価の集約（各学期末）と検証、取組の見直し ○学校評価により、保護者のニーズをとらえる。
生徒指導部会	○非行防止教室 ○情報モラル教室	○生活アンケート（毎月）	○生徒指導部会としての対応 ○関係機関との連携	
教育相談部会	○二者面談（随時） ○グループエンカウンター	○随時対応の相談体制（相談員・スクールカウンセラー）	○相談部会としての対応 ○SC の活用	
校内研修	○学力向上・授業改善に向けた研修 ○発達障害等を持つ生徒理解のための研修	○いじめ対策推進法（法的理解） ○いじめの定義の共通理解	○いじめが起きたときの、初期対応の方法を確認する。	
保護者・地域	○職場体験学習	○密な連絡関係		

VI 重大事案への対応（いじめ防止対策推進法第28条規定による）

重大事案に対応する主なポイント

以下に示す重大事態と同種の事態発生防止に資するために、上記の組織を母体とし、市教育委員会と緊密に連携しながら、適切に対応するため、速やかに学校下に組織を設け、質問票の使用 その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確に調査を行う。

(1) 重大事案と同種の事態の定義

①いじめにより学校に在籍する生徒が以下のような、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

- ②いじめにより学校に在籍する生徒が相当期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（２）重大事案等に対する具体的な対応

①速やかに学校下（または市教育委員会）に次の組織を設置

- 学校と市教委で協議をした結果、重大事案であると判断したときは、速やかに学校下（または市教育委員会）に、弁護士や精神科医、学識経験者、心理、福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別な利害関係を有しない者（第三者）で構成した組織を立ち上げ、緊密に対応する。

②重大事態の報告と対応

- 学校長は、重大事案が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。
○学校が調査を行う場合は、市教育委員会と連携し、必要な指導及び支援の下、その事案の調査を行う対象や方法等を協議する。

③事実関係を明確にするための調査の実施

○いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

アいじめられた生徒が十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。ただし、いじめられた生徒や情報提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。
イ調査による事実関係の正確な確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

○いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

ア生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
イ生徒の自殺という事態が起こった場合は、「児童生徒の自殺が起こったときの調査指針」（平成23年3月作成）を参考とする。

④調査結果の提供及び報告

- 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に適時、適切な方法で説明をする。
○情報の提供については、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならないようにする。
○質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置があることを留意する。
○学校が調査を行う場合には、市教育委員会と緊密に連携し、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導支援を受けて対応する。

VII いじめ防止対策に関する点検及び見直し

- いじめ防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善を行う。

令和7年3月26日策定